

空家等対策利活用計画 を策定しました

目的

- ・増加している、管理が不十分な空家等の対策のため
- ・空家等を住まい等へ利活用し、移住定住を促進するため

期間

令和2年度～
令和7年度まで

空家等とは

通常、居住やその他の使用がなされていない建築物やその敷地

特定空家とは

空家等のうち、放置すれば倒壊等著しく保安上危険なものまたは衛生上有害となる恐れのあるもの、著しく景観を損なっているものなど。

町内の空家等の実態

計画の策定にあたり、町内の空家等の実態を把握するため、外観目視による空家等実態調査を実施しました。

空家等のランク	空家等の件数	具体的内容
A	11件	損傷等もなく、大きな修繕なしで利活用可能
B	67件	一部に損傷等がみられるが、小規模な修繕で利活用可能
C	57件	主体構造部以外に著しい損傷があるか、複数個所に損傷がみられ、中～大規模な修繕が必要
D	20件	主体構造部もしくは複数個所に著しい損傷がみられ、大規模な修繕や除去等が必要
合計	155件	



空家等に対する施策

(1) 空家等の発生の予防

- ・所有者等及び住民の意識醸成
- ・島内に居住していない所有者等への相談対応
- ・単身高齢者世帯や高齢者世帯の住まいの状況把握
- ・空家等の発生を抑制するための特例措置の周知

(2) 流通促進・活用支援

- ・空家等利活用相談会・セミナーの実施
- ・霊園整備計画の推進
- ・移住定住施策と連動した取り組み
- ・空き家バンク利活用促進



(3) 適正管理の推進

空家等の管理に責任のある所有者等の意識を向上し、町は相談対応や情報提供等の環境整備を行い、自主的な管理を促進します。

(4) 特定空家等に対する措置

適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている「特定空家等」には、地域住民の生命、身体、財産の保護を図り、また、健康で健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じます。

(5) 推進体制の整備

今後も空家等対策を協議するための協議会等の組織の設置し、外部の有識者等と協議しながら空家等対策に具体的に取り組んでいきます。

移住定住相談員「久米島 島ぐらしコンシェルジュ」が利活用希望のある空家の所有者からの情報を募集しており、「空き家バンク」として空家の利用希望者とのマッチングを行っております。

詳しくは町のHPか企画財政課まで！
お問合せ 企画財政課 ☎985-7122

皆さんこんにちは。島ゴンの矢島です！久米島に移住してきて2度目の春です。
今回は「仏壇のある空き家の活用方法」の1つの案についてお話したいと思います。
それは「移住体験住宅」です。
島ゴンの仕事を通して、久米島に移住したいという方がこんなにも居るのかと感じました。そんな中、令和元年度に移住体験ツアー(2泊3日)を3回開催して感じたことは、体験と銘打ちながらも限られた久米島しか体験してもらっていないということでした。(でも、1回開催につき1組が移住決定しており、成果は感じています。)
そこで、1週間から1ヶ月間久米島に住んでもらい、様々な経験をしてもらったり、どんな人かを住民が知ったりする場があればと考えました。また空き家の貸主にとっても次のようなメリットがあげられます。
◆旧正月やお盆など、仏壇行事のある月を除いて貸すことができる。
◆使用しているのが、家が傷みにくい。
◆賃料収入になる。
◆日常の管理や入居・退去の煩わしさから解放される。
◆最初から期間が決まっているので、退去の申し入れもなくていい。等
まだ漠然としています。そんな「移住体験住宅」の管理ができたらいなと考えています。移住体験住宅にご興味のある方は、ぜひ島ゴンにご連絡ください。次回以降もその他の活用方法についてお話できればと思います。

やー
家や宝
vol.7

賃貸以外の 空き家活用方法①

日程： 4月11日(土)、4月25日(土) 10時～16時 場所：仲原家(真謝20番地)
お問い合わせ ☎894-6488 info@shimagurashi.net
※予約なしでも大丈夫ですが、予約いただくと確実です。

じーも
矢島です

